

平成24年 No.22

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドラインの一部を改正するガイドライン

改正理由

編集委員会の組織の見直し等に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 4 月 4 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドラインの一部を改正するガイドラインを次のように制定する。

平成24年4月5日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第15号

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドラインの一部を改正するガイドライン

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドライン（平成24年3月8日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学メールマガジン発行に関するガイドラインの一部改正について

改正理由：編集委員会の組織の見直し等に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学メールマガジン発行<u>規程</u> (趣旨) <u>第1条</u> 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は本学の諸活動に関する情報を在学生及び卒業生等に提供するため，東京学芸大学メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）を発行するものとする。 (編集委員会の設置) <u>第2条</u> 〔省略〕 (業務) <u>第3条</u> 〔省略〕 (組織) <u>第4条</u> 編集委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>情報化統括責任者である 副学長（広報・情報基盤担当）</u> (2) 副学長（学生担当） (3) <u>情報処理センター専任教員</u> (4) <u>情報基盤課長</u> (5) <u>学務課副課長</u> (6) <u>学生課副課長（キャリア支援室長）</u> (7) <u>広報連携課副課長</u> (8) <u>総務課副課長（基金事務室長）</u> (9) <u>その他委員長が必要と認めた者</u> (委員長)	東京学芸大学メールマガジン発行に関する<u>ガイドライン</u> (趣旨) <u>第1</u> 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は本学の諸活動に関する情報を在学生及び卒業生等に提供するため，東京学芸大学メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）を発行するものとする。 (編集委員会の設置) <u>第2</u> 〔省略〕 (業務) <u>第3</u> 〔省略〕 (組織) <u>第4</u> 編集委員会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) <u>情報化統括責任者である理事（研究・附属学校等担当）</u> (2) 副学長（学生<u>等</u>担当） (3) <u>企画調査室長</u> (4) <u>情報処理センター専任教員</u> (5) <u>情報基盤課長</u> (6) <u>学務課副課長</u> (7) <u>学生課副課長（キャリア支援室長）</u> (8) <u>広報連携課副課長</u> (9) <u>総務課副課長（基金事務室長）</u> (10) <u>その他委員長が必要と認めた者</u> (委員長)

第5条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号の委員をもって充て、副委員長は前条第2号をもって充てる。

(掲載コンテンツ)

第6条 メールマガジンは、本学の諸活動に関する情報を卒業生等に提供するために活用し、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することはできない。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公平性に欠けるもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 特定の宗教の布教等にかかわるもの又はそのおそれのあるもの

(6) 著作権等の知的所有権の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(7) 本学の名誉及び信用を傷つけるもの又はそのおそれのあるもの

(8) 営利を目的とするもの

(9) 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー及び国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）に抵触するもの

(10) その他法令、学内規則等に反するもの

(コンテンツの掲載)

第7条 [省略]

(措置)

第8条 [省略]

(編集委員会の義務)

第9条 [省略]

第5条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4理事（研究・附属学校等担当）をもって充て、副委員長は副学長（学生等担当）をもって充てる。

(掲載コンテンツ)

第6条 メールマガジンは、本学の諸活動に関する情報を卒業生等に提供するために活用し、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することはできない。

(1) 違法又は反社会的な表現及び内容のおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 営利を目的とするもの

(4) 公平性に欠けるもの又はそのおそれのあるもの

(5) 人権及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(6) 特定の個人又は団体を誹謗中傷するもの又はそのおそれのあるもの

(7) 特定の宗教の布教等にかかわるもの又はそのおそれのあるもの

(8) 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー及び国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）に抵触するもの

(9) 著作権等の知的所有権の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(10) その他本学の名誉及び信用を傷つけるもの又はそのおそれのあるもの

(コンテンツの掲載)

第7条 [省略]

(措置)

第8条 [省略]

(編集委員会の義務)

第9条 [省略]

<u>第10条</u> 〔省略〕 (禁止事項) <u>第11条</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第12条</u> 〔省略〕 (ガイドラインの改廃) <u>第13条</u> 〔省略〕 (補則) <u>第14条</u> 〔省略〕 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u>	<u>第10</u> 〔省略〕 (禁止事項) <u>第11</u> 〔省略〕 (庶務) <u>第12</u> 〔省略〕 (ガイドラインの改廃) <u>第13</u> 〔省略〕 (補則) <u>第14</u> 〔省略〕 〔省略〕
--	---